

さいたま市 都市景観形成 基本計画

[概要版]

さいたま市

Saitama City Urban Landscape Development Basic Plan



目次

1	都市景観形成基本計画について	2
2	都市景観の現況と課題	3
3	都市景観形成の理念と目標	4
4	都市景観形成の方針	5
5	都市景観形成の推進	10
6	区別ビジョン	13

1 都市景観形成基本計画について

■ 都市景観の定義

「景観」とは、一般には、私たちが風景や景色と呼んでいるものとほぼ同じように使われていますが、広い意味では、目に見える姿だけではなく、音や匂いも含めて一体的な環境を捉えることもあります。本計画では、「自然景観」「歴史文化景観」「市街地景観」「暮らしの景観」を『都市景観』とします。

■ 都市景観形成

美しい都市景観は一朝一夕にできるものではなく、長い年月と地道な努力の積み重ねによってつくられるものであり、私たち一人ひとりが高い意識を持ち、取り組みを進めることにより、まちに愛着と誇りが生まれ、まちの魅力が高まるとともに、暮らす人や訪れる人々の心が豊かになるものと考えます。

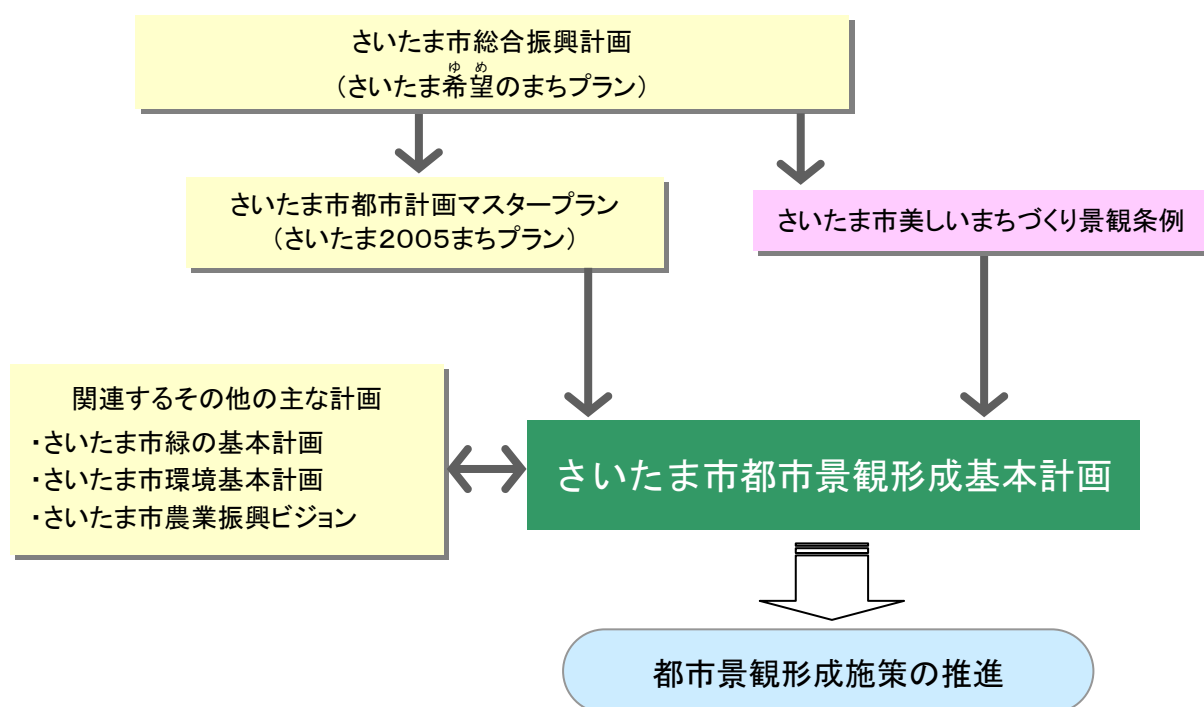
都市景観は共有の財産であるとの認識のもと、市民・事業者・行政が協力しあうことで、美しい都市景観を守り、直し、創り、育てながら、次代へと継承していくことが大切です。

■ 都市景観形成基本計画の目的

本計画では、良好な都市景観の形成を図るため、①理念と目標 ②方針 ③推進方策 を提示し、市民・事業者・行政の共通の指針とすることを目的とします。

また、都市景観形成に向けた取り組みは多岐にわたることから、国・県をはじめ、本市各部局の横断的な連携を図るとともに、市民や事業者のみなさんの理解や協力が必要となります。

本計画は、総合振興計画や都市計画マスタープランを上位計画とし、「さいたま市美しいまちづくり景観条例」に基づく都市景観形成のための基本計画として位置づけられます。



2 都市景観の現況と課題

■自然景観

見沼田圃と斜面林、荒川、元荒川などを骨格として水とみどりの景観が形成されています。



《課題》

- 水とみどりを守り、生かす

■歴史文化景観

氷川神社や氷川参道、盆栽村、岩槻城址など歴史や文化を伝える景観資源が点在しています。



《課題》

- 歴史文化資源を守り、生かす

■市街地景観

市街地は主として南北方向の鉄道に沿って形成され、特に浦和駅周辺から大宮駅周辺にかけては、商業・業務・居住機能が混在し、高層建築物が建ち並ぶ景観が見られます。



《課題》

- 風格とにぎわいのある都心の景観を創る
- 周辺と調和した形態意匠に配慮する
- 地域の特性を生かした景観を創る
- 幹線道路沿道の景観を整える
- 公共事業において先導的に良好な都市景観を創る

■暮らしの景観

伝統行事やイベントなどは、市民生活を彩る景観を形成しています。また、自然保護やまちづくりに関して多くの任意団体やNPO 法人が活動しています。



《課題》

- 市民・事業者・行政の協働で取り組む
- 眺望環境を整える

3 都市景観形成の理念と目標

《理念》

《将来の都市景観像》

ひとまちみらい
輝く都市景観の創造

[ひとが輝く都市景観]

将来のさいたま市は、市民一人ひとりが都市景観形成に携わり、自分たちの暮らすまちづくりを行っています。

人々は、自分たちの創ったまちに誇りを持ち、個性豊かで魅力あふれる都市景観の中で、輝き、生き生きとして暮らしています。

[まちが輝く都市景観]

将来のさいたま市は、落ち着いた風格を備えながらも、多くの人々が訪れ、にぎわいと活気にあふれています。

見沼田圃や荒川、元荒川などの自然景観は、人々の手により大切に守られ、豊かな水辺やみどりの空間を創っています。

地域では、それぞれの多様な特性を生かし、きらりと光る、個性豊かで魅力ある都市景観を形成しています。

[みらいに輝く都市景観]

将来のさいたま市は、日々の暮らしにより培われた歴史や文化、それが形となってあらわれた都市景観を、親から子へ、子から孫へと継承し、みらいへとつなげています。

《目標》

目標 1

風格やにぎわいの感じられる都市景観形成

本市の都心や副都心などを中心に、大都市の顔にふさわしいシンボル性を備えた魅力ある都市景観の形成を目指すものです。



目標 2

水とみどりがきらめく都市景観形成

見沼田圃、荒川、元荒川を自然景観の骨格を形成する重要な軸と位置づけるとともに、点在する水辺やみどりを大切にし、身近な市民の暮らしにうるおいを与える都市景観の形成を目指すものです。



目標 3

暮らしに根ざした安らぎとうるおいの都市景観形成

暮らしの場における、快適な住環境や地域に調和した、安らぎとうるおいのある都市景観の形成を目指すものです。



目標 4

歴史と文化がいきづく都市景観形成

歴史や文化を大切にし、特色ある景観資源として生かすとともに、新たな都市景観を創出することで、地域の誇りや愛着の持てる都市景観の形成を目指すものです。



目標 5

人をつくり、ともに取り組む都市景観形成

市民の参加と人づくり及び市民・事業者・行政の協働により進める都市景観の形成を目指すものです。



4 都市景観形成の方針

■都市景観形成方針図



●景観ゾーン

- 市街地景観ゾーン
- 住宅地景観ゾーン
- 武蔵野景観ゾーン
- 田園景観ゾーン

●景観軸

- 見沼田圃景観軸
荒川景観軸
元荒川景観軸
- 水の景観軸
- 道路景観軸
- 歴史的な道路景観軸
- 鉄道景観軸

●景観拠点

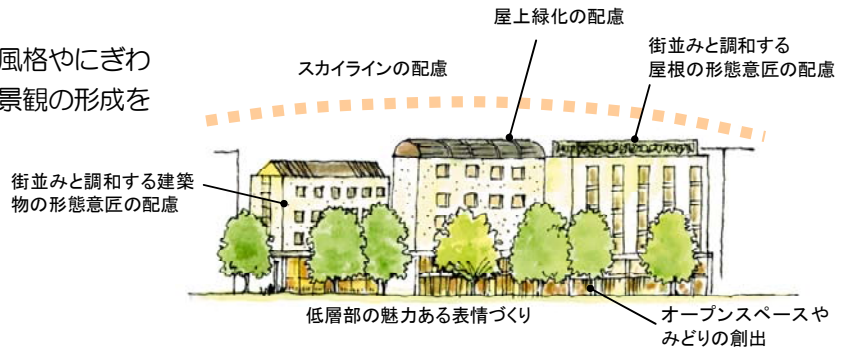
- 都心景観拠点
- 副都心景観拠点
- 歴史文化景観拠点
- 市界
- 区界

景観ゾーン

土地利用や市街化の状況から、同質の景観特性を持つ領域を有し、広がりやまとまりのある都市景観の形成を目指す地域を景観ゾーンとして位置づけます。

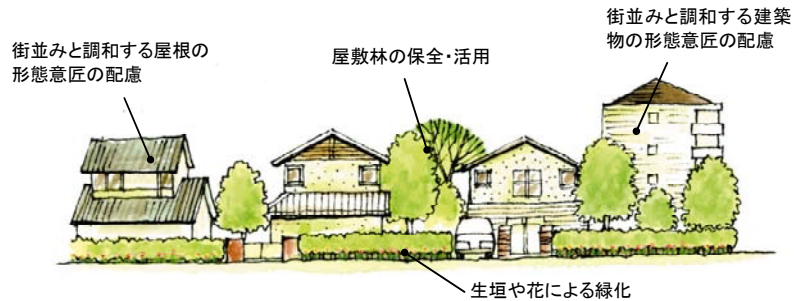
◆市街地景観ゾーン

本市の中心的な市街地として、風格やにぎわいの感じられる、魅力ある都市景観の形成を図ります。



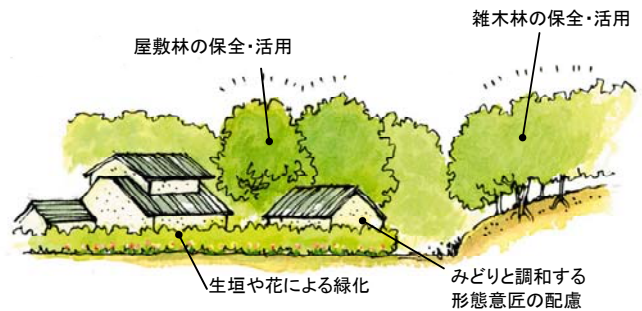
◆住宅地景観ゾーン

土地利用に応じてさらなるみどりの保全と創出を図るとともに、住宅地を中心とした、うるおいのある都市景観の形成を図ります。



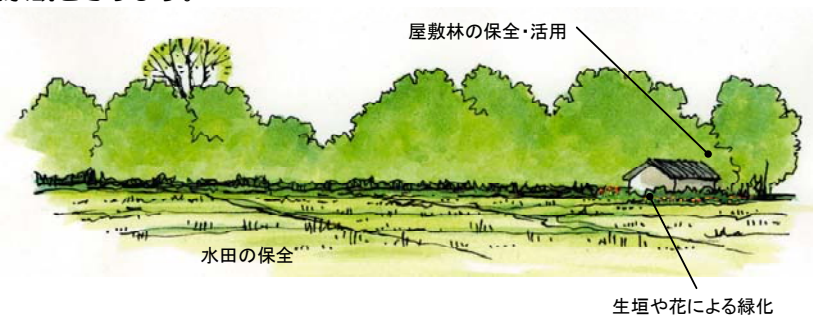
◆武蔵野景観ゾーン

地形や雑木林・屋敷林などの背景となる自然やみどりを大切にし、周辺と調和した都市景観の形成を図ります。



◆田園景観ゾーン

広がりのある水田の景観や点在する屋敷林、生垣などのみどりを保全するとともに、水と親しめる場づくりを進め、安らぎのある田園景観を守ります。

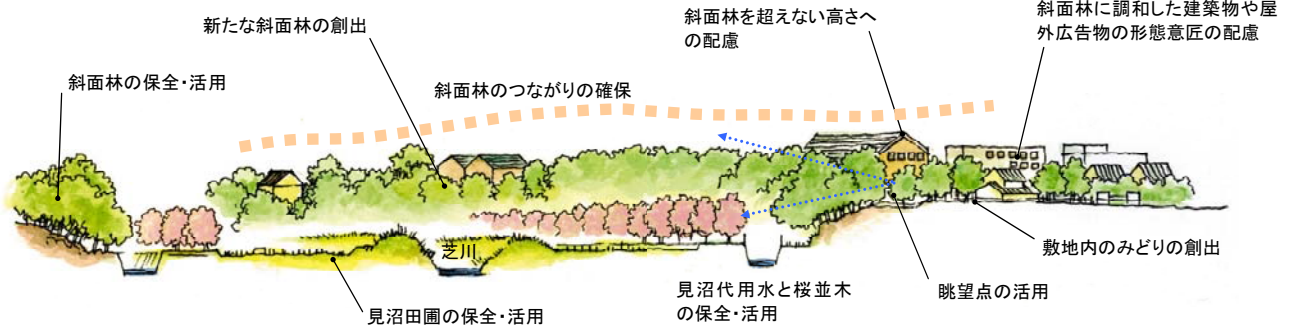


景観軸

本市の景観の骨格を形成し、連続性のある線的な都市景観の形成を目指す区域を景観軸として位置づけます。

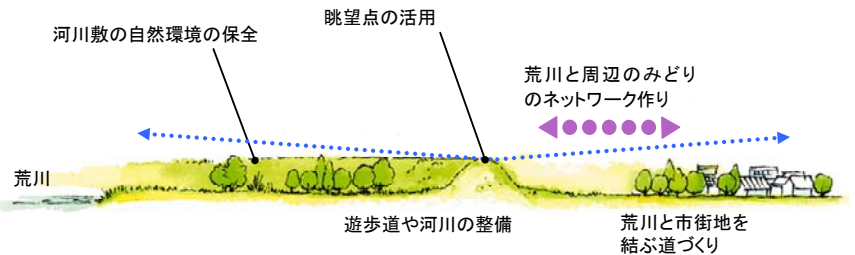
◆見沼田圃景観軸

見沼田圃と斜面林などを一体的に保全していくことを基本とし、眺望や斜面林に配慮し、調和のとれた都市景観の形成を図ります。



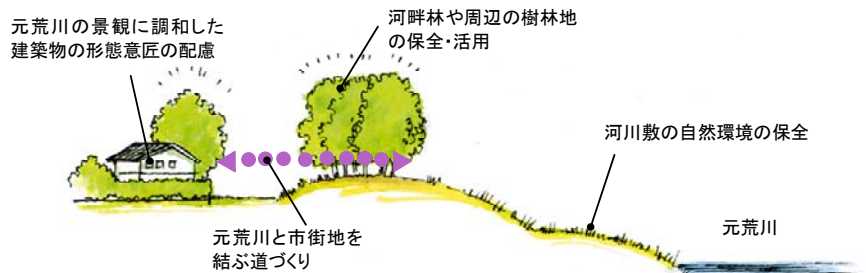
◆荒川景観軸

荒川沿いに広がる自然や農地の保全・活用に努めるとともに、これらの豊かな自然景観との調和を図ります。



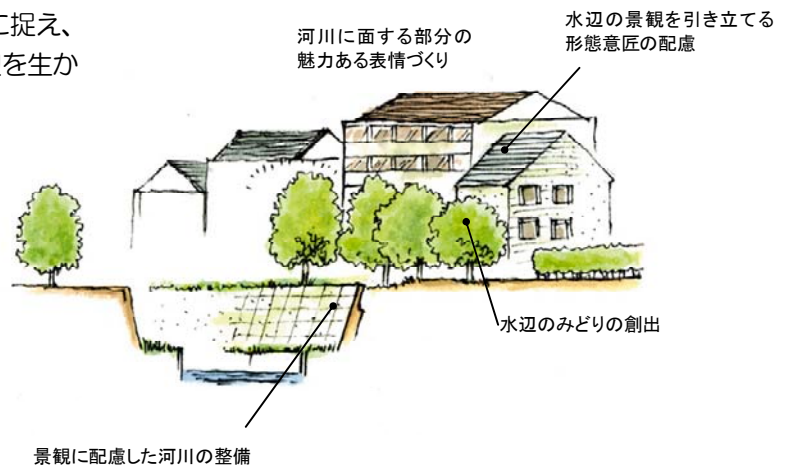
◆元荒川景観軸

河畔林や周辺の樹林地、歴史資源などの保全や活用を図るとともに、水辺に親しめる都市景観の形成を図ります。



◆水の景観軸（鴨川 綾瀬川 鴻沼川・高沼用水路 など）

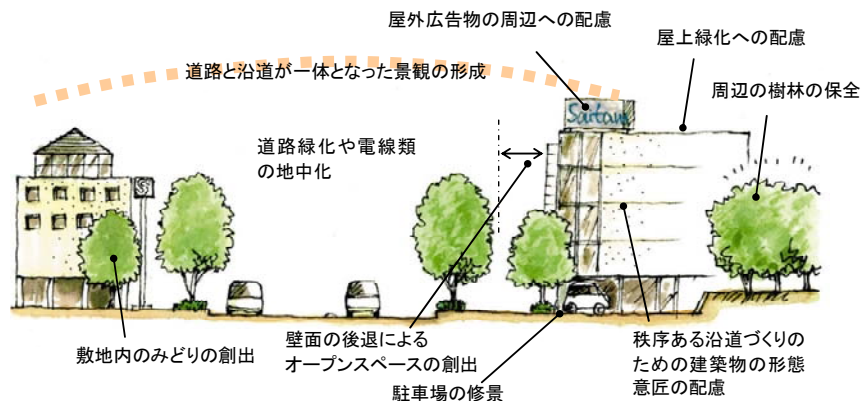
河川や水路と周辺の街並みを一体的に捉え、水辺の景観を保全するとともに、水辺を生かした都市景観の形成を図ります。



景観軸

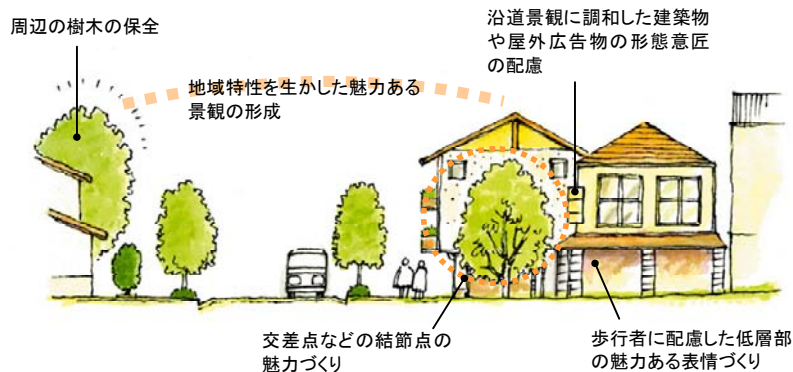
◆道路景観軸（国道17号 国道463号 新大宮バイパス 第二産業道路 など）

うるおいある道路整備を進めるとともに、沿道において周辺に調和する良好な都市景観の形成を図ります。



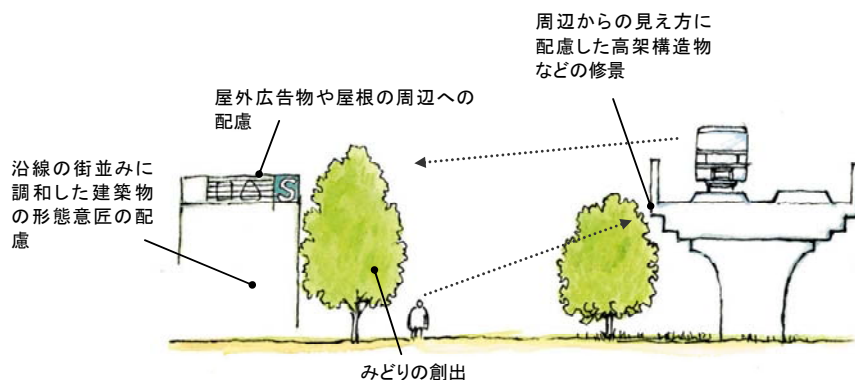
◆歴史的な道路景観軸（中山道 日光御成道 など）

沿道に残る歴史文化資源を保全し、活用を図ることで、歴史や文化に調和した良好な都市景観の形成を図ります。



◆鉄道景観軸

沿線の建築物や屋外広告物について、車窓からの視線に配慮するとともに、鉄道施設の修景などを図ります。



重点的に取り組む景観軸

- 見沼田圃と斜面林の景観形成（見沼田圃景観軸）
- 中山道や日光御成道と沿道の景観形成（歴史的な道路景観軸）

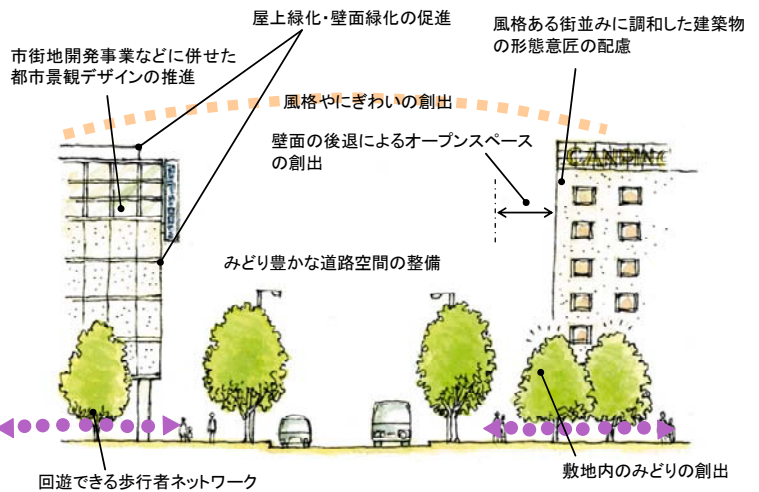
景観拠点

本市の顔となる求心性のある地区や歴史文化の特色を色濃く残している地区、新たな市街地が形成される地区など、特色を生かした都市景観の形成を目指す地区を景観拠点として位置づけます。

◆都心景観拠点

(大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区
浦和駅周辺地区)

周辺の歴史文化資源とのつながりに配慮し、風格やにぎわいの感じられる、魅力を備え、本市の顔となる商業・業務地を中心とした都市景観の創出を図ります。



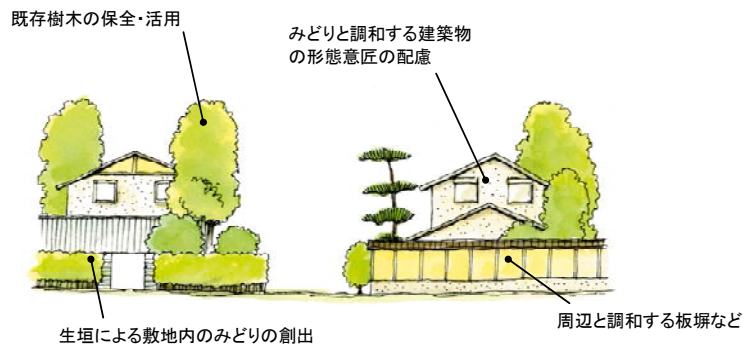
◆副都心景観拠点

(日進・宮原地区 武蔵浦和地区 美園地区
岩槻駅周辺地区)

各地区における都市基盤の整備とともに、地区の特性に応じ、個性の感じられる、魅力ある拠点の都市景観の形成を図ります。

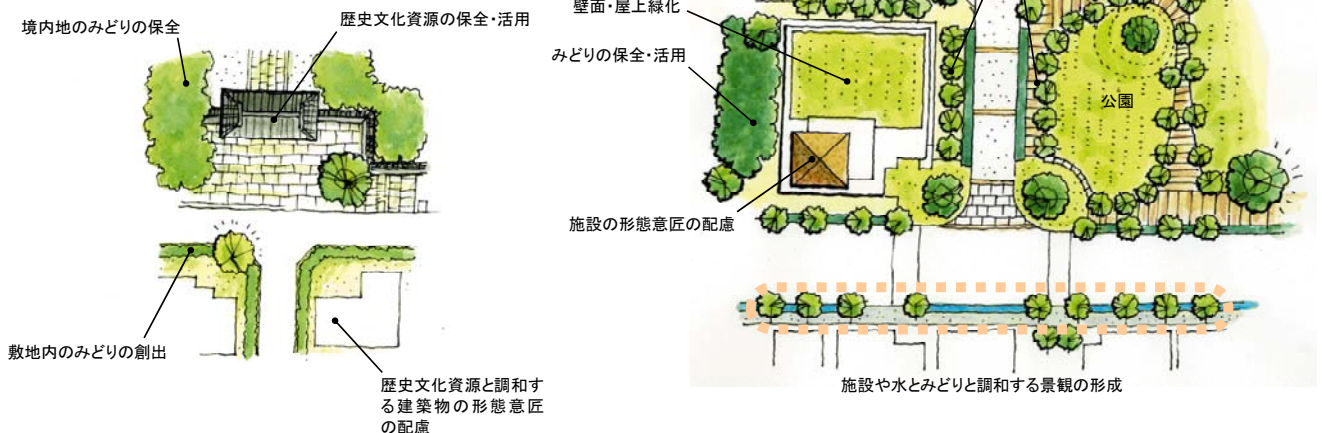
◆歴史文化景観拠点 (氷川神社・氷川参道 盆栽村 岩槻城下町 調神社)

歴史文化資源の保全を図るとともに、地域の歴史的なイメージと調和する都市景観の形成を図ります。



◆身近な景観拠点 (駅周辺景観拠点 施設・街並み景観拠点 みどりの景観拠点 社寺景観拠点)

地区の特色ある景観資源を保全・活用し、周辺を含め一体的に調和のとれた良好な都市景観の形成を図ります。



重点的に取り組む景観拠点

- 都心地区の景観形成 (都心景観拠点)
- 盆栽村と氷川神社周辺の景観形成 (歴史文化景観拠点)
- 岩槻城下町の景観形成 (歴史文化景観拠点)

5 都市景観形成の推進

■市民・事業者・行政の役割

本市の特性を生かした良好な都市景観を形成するためには、市民・事業者・行政が都市景観形成の担い手としてそれぞれの役割を認識するとともに、互いに協力しながら、地域への愛着を持って、景観を守り、直し、創り、育てていく取り組みが必要です。

市民・事業者・行政は、それぞれ次のような役割を担います。

市民の役割

- ◆身近な景観を知る
- ◆身近な景観に配慮する
- ◆身近な景観づくりに参加する

事業者の役割

- ◆地域の景観に配慮する
- ◆地域の景観の質を高める
- ◆地域の景観づくりに寄与する

ひとまちみらい
輝く都市景観の創造

行政の役割

- ◆総合的な都市景観形成を図る
- ◆都市景観形成を先導する
- ◆景観づくりの意識の醸成・支援を図る
- ◆景観づくりの誘導を図る

■推進方策

良好な都市景観の形成を行うためには、人々の景観に対する関心を高めるとともに、市民・事業者・行政が協働によって都市景観形成を行う制度や体制の整備が必要です。本計画では、都市景観形成の施策体系として、「意識づくり」「取り組み」「仕組みづくり」を3つの柱として設定し、様々な施策を総合的に推進していくものとします。

意識づくり

良好な都市景観を形成していくためには、より多くの人々の景観に対する関心を高め理解を得ることが重要です。そこで、景観に関する情報提供やイベントの開催など、子どもからお年寄りまで幅広い年代の人が気軽に参加できる啓発活動などを行います。

検討すべき主な施策事例

《景観に関する情報提供》

- 景観ホームページの充実
- 景観啓発図書の作成
- サインの設置による景観資源のPR
- （仮称）さいたま景観資源マップの作成

《景観意識の醸成》

- 景観表彰制度の拡充
- 景観に関するシンポジウムなどの開催
- 子どもの景観学習の実施

取り組み

良好な都市景観を形成していくためには、市民・事業者・行政が協力しながら景観づくりを行うことが必要です。そこで、地域特性に応じた様々な景観施策を行うとともに、新たな施策の検討・展開を図ります。

検討すべき主な施策事例

《景観を守る》

- 自然緑地・保存緑地の指定 ○保存樹木の指定
- 文化財の指定と保護 ○近郊緑地保全区域の指定
- 緑地保全地域・特別緑地保全地区の指定 ○市民緑地の指定

《景観を直す》

- 違反屋外広告物の撤去 ○ポイ捨て防止などの環境美化
- 放置自転車の撤去 ○電線類の地中化
- 遊休農地の再生と活用

《景観を創る》

- 景観形成重点地区の指定の拡大 ○都市のシンボルとなる景観形成
- 公共施設の景観形成ガイドラインの作成 ○色彩ガイドラインの作成
- 夜間景観の演出

《景観を育てる》

- 大規模建築物などに対する景観誘導 ○地区計画制度の活用支援
- 屋外広告物の規制 ○生垣設置や屋上緑化の促進
- 里親制度の促進 ○景観資源の活用
- 緑地協定の活用支援 ○建築協定の活用支援

仕組みづくり

良好な都市景観を形成していくためには、仕組みや支援制度などを整えるとともに人材の育成も大切です。そこで、景観づくりを行っている団体相互の情報交換などの仕組みや総合的な景観づくりへの取り組みを展開していくための体制を構築していきます。

検討すべき主な施策事例

《人づくり》

- 景観づくりの人材の育成 ○行政職員の育成
- 身近な景観づくりを行うボランティアの育成

《人をつなぐ場づくり》

- ネットワークの構築 ○研修会等の開催
- 景観づくりの拠点となる場の提供 ○連絡・調整の体制整備

《支援の仕組みづくり》

- 身近な景観づくり活動への支援 ○（仮称）景観アドバイザー制度の創設
- 良好な都市景観形成事例の紹介
- 自主的景観形成推進団体の認定および地区の指定 ○出前講座

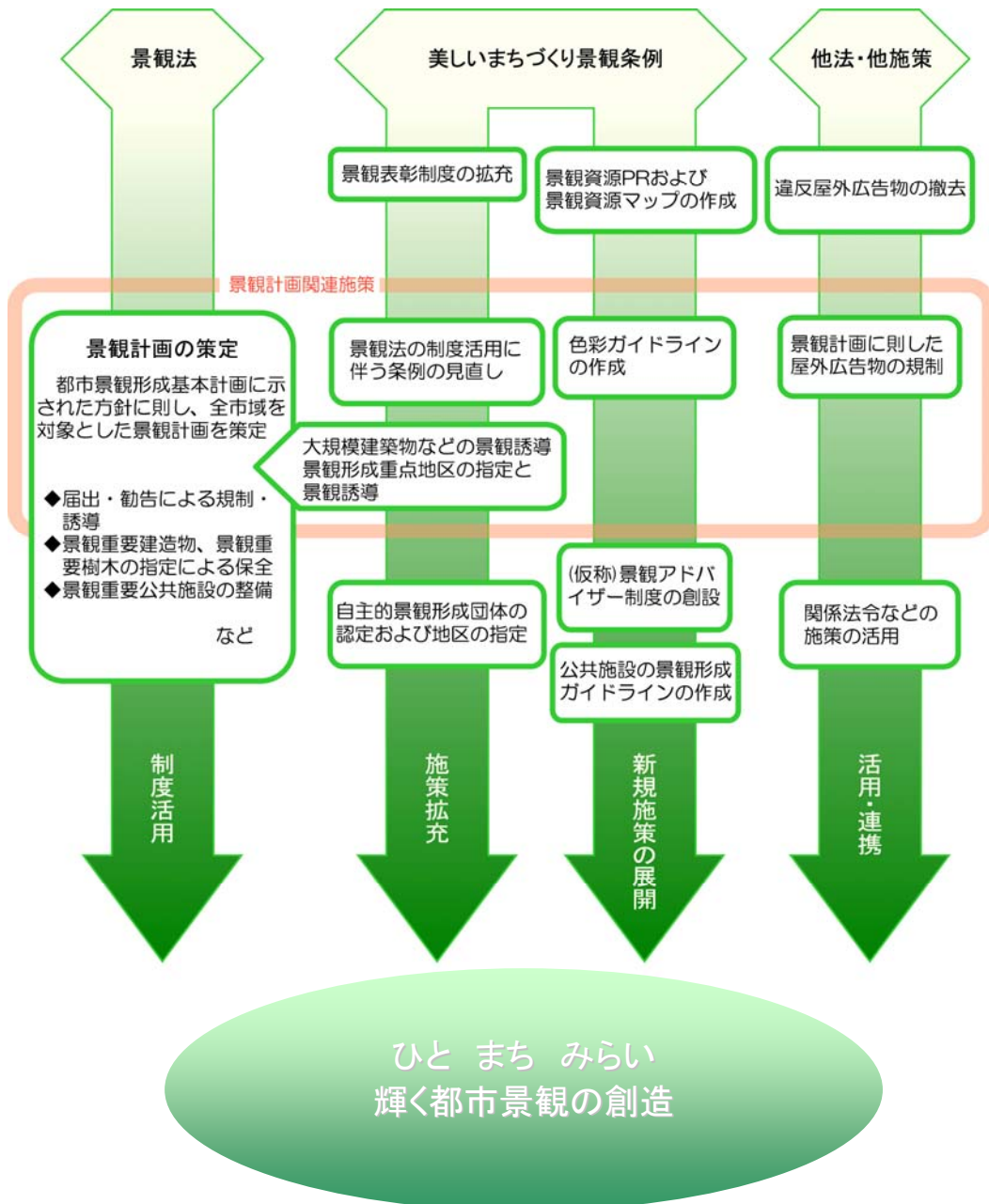
■景観法の概要と制度活用

景観法の制度は、これまでの自主条例による取り組みに、法的規制の枠組みを用意するものであり、課題の解消や施策展開を図る上で有効であるため、全市域での円滑な制度活用を目指します。

景観法の 制度活用	検討すべき主な施策事例 ○景観計画の策定 ○行為の制限 ○景観重要公共施設の整備 ○景観重要建造物・景観重要樹木の指定 ○景観整備機構の指定 ○景観協議会 ○景観協定
----------------------	--

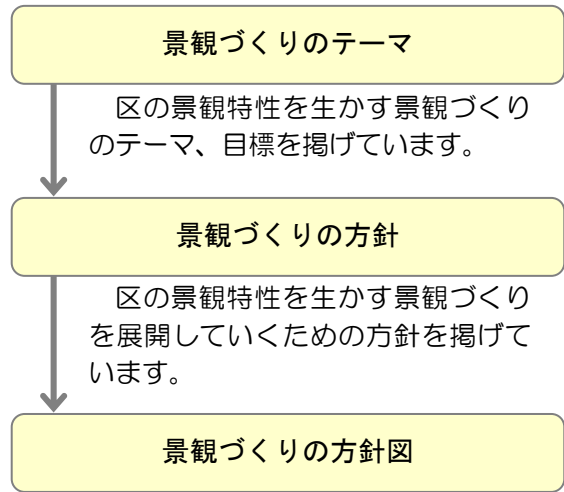
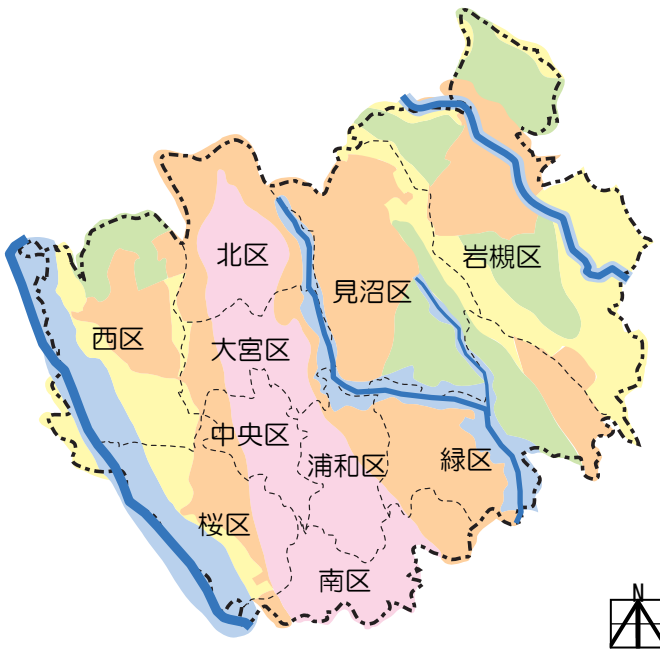
■実現に向けて

さいたま市美しいまちづくり景観条例に基づく施策の拡充・新たな施策、景観法の制度活用や都市景観形成につながる他法・他施策による施策を展開することで将来の都市景観像の実現を図ります。



6 区別ビジョン

地域の特性に合った良好な都市景観の形成を推進していくため、区ごとに景観づくりのテーマや方針を設定し、「区別ビジョン」として整理しています。



景観づくりのテーマ
 区の景観特性を生かす景観づくりのテーマ、目標を掲げています。

景観づくりの方針
 区の景観特性を生かす景観づくりを展開していくための方針を掲げています。

景観づくりの方針図
 都市景観形成方針図に基づき、より具体的な景観づくりの区の方針を図に示しています。

景観づくりの方針図の凡例

● 景観ゾーン

- 市街地景観ゾーン
- 住宅地景観ゾーン
- 武蔵野景観ゾーン
- 田園景観ゾーン

● 景観軸

- 見沼田圃景観軸、荒川景観軸、元荒川景観軸
- 水の景観軸
- 道路景観軸
- 歴史的な道路景観軸
- 鉄道景観軸

● 景観拠点

- 都心景観拠点
- 副都心景観拠点
- 歴史文化景観拠点
- 駅周辺景観拠点
- 施設・街並み景観拠点
- みどりの景観拠点



■西区

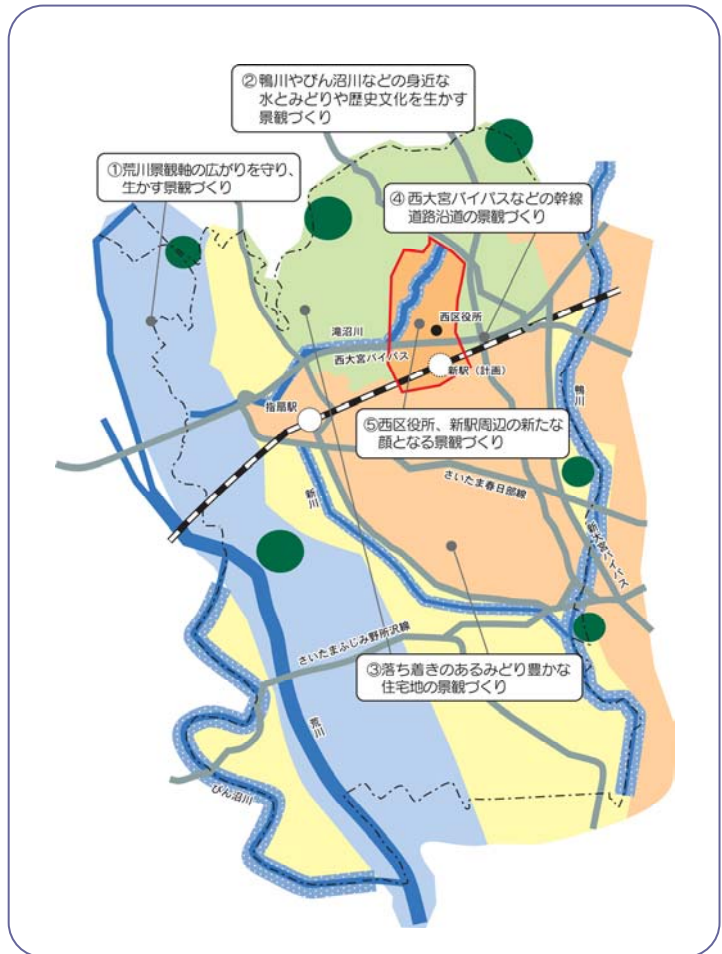
《景観づくりのテーマ》

荒川の水とみどりと花を生かす、
四季彩の景観づくり

荒川河川敷周辺に広がる田園をはじめ、季節の移り変わりによって表情を変える自然や、市民の生き生きとした生活など、西区には四季折々の景観の姿があります。こうした景観をこれからも守り、育て、新しい景観づくりに継承していきます。

《景観づくりの方針》

- ①荒川景観軸の広がりを守り、生かす景観づくり
- ②鴨川やびん沼川などの身近な水とみどりや歴史文化を生かす景観づくり
- ③落ち着いたきのあるみどり豊かな住宅地の景観づくり
- ④西大宮バイパスなどの幹線道路沿道の景観づくり
- ⑤西区役所、新駅周辺の新たな顔となる景観づくり



■北区

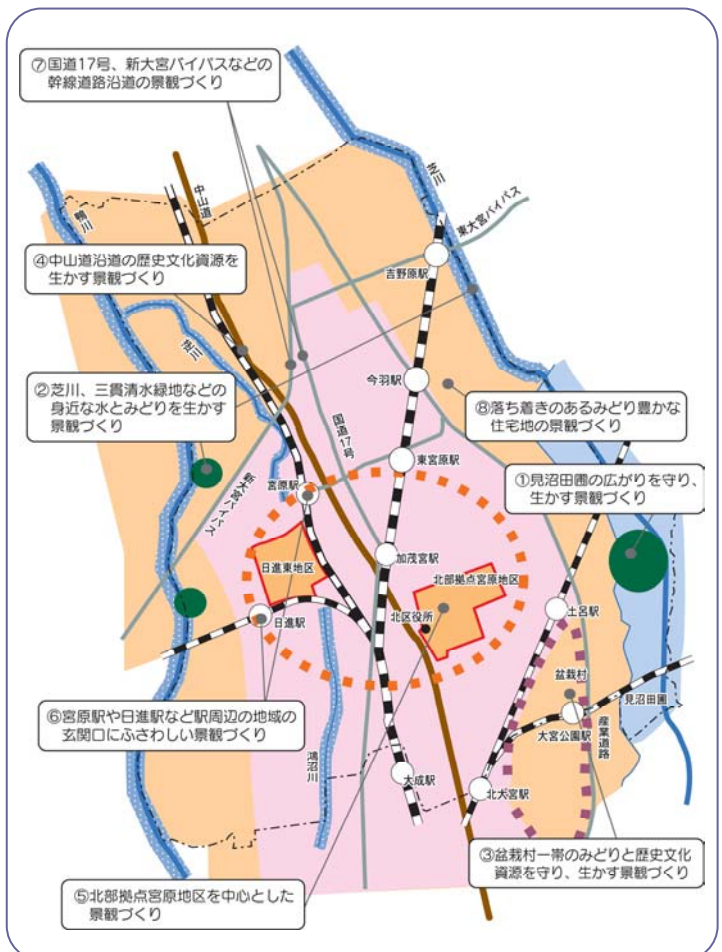
《景観づくりのテーマ》

盆栽文化とみどりがいきづく、
ふれあいの景観づくり

北区にある盆栽村などの個性のある文化や、三貫清水緑地や見沼田圃などのみどりの景観資源をこれからも大切にしていくとともに、人々がふれあいながら協力して景観づくりを進めていきます。

《景観づくりの方針》

- ①見沼田圃の広がりを守り、生かす景観づくり
- ②芝川、三貫清水緑地などの身近な水とみどりを生かす景観づくり
- ③盆栽村一帯のみどりと歴史文化資源を守り、生かす景観づくり
- ④中山道沿道の歴史文化資源を生かす景観づくり
- ⑤北部拠点宮原地区を中心とした景観づくり
- ⑥宮原駅や日進駅など駅周辺の地域の玄関口にふさわしい景観づくり
- ⑦国道17号、新大宮バイパスなどの幹線道路沿道の景観づくり
- ⑧落ち着いたきのあるみどり豊かな住宅地の景観づくり



■大宮区

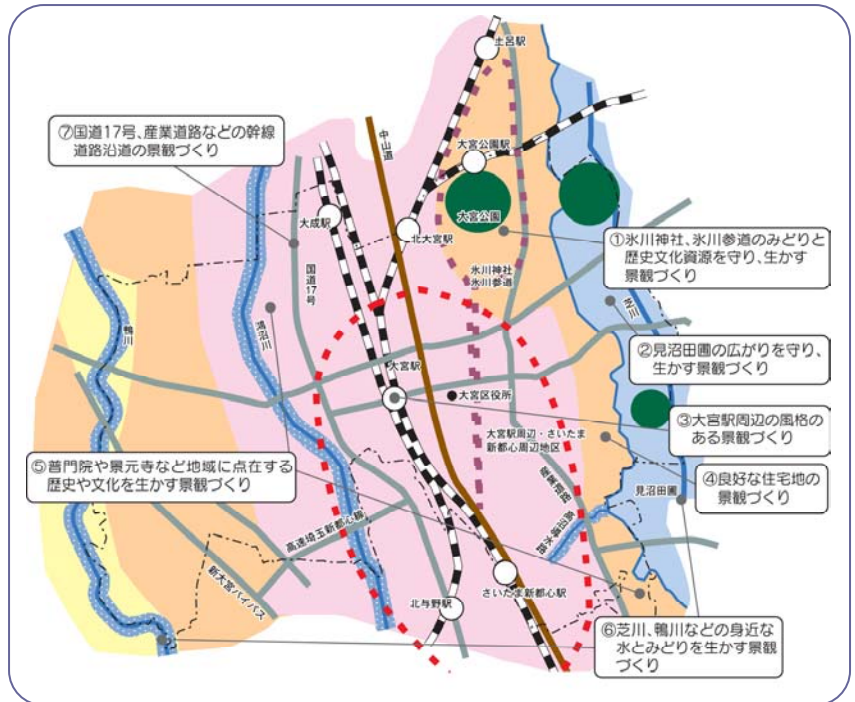
《景観づくりのテーマ》

氷川の杜の風格と調和する、
にぎわいの景観づくり

《景観づくりの方針》

- ①氷川神社、氷川参道のみどりと歴史文化資源を守り、生かす景観づくり
- ②見沼田圃の広がりを守り、生かす景観づくり
- ③大宮駅周辺の風格のある景観づくり
- ④良好な住宅地の景観づくり
- ⑤普門院や景元寺など地域に点在する歴史や文化を生かす景観づくり
- ⑥芝川、鴨川などの身近な水とみどりを生かす景観づくり
- ⑦国道17号、産業道路などの幹線道路沿道の景観づくり

人々に親しまれ豊かなみどりをもつ氷川の杜の風格を、周辺の景観づくりに生かしていきます。また、県内有数の商業・業務施設が集積し、多くの人が集まるまちであることから、今後も活気あるにぎわいの景観づくりを進めていきます。



■見沼区

《景観づくりのテーマ》

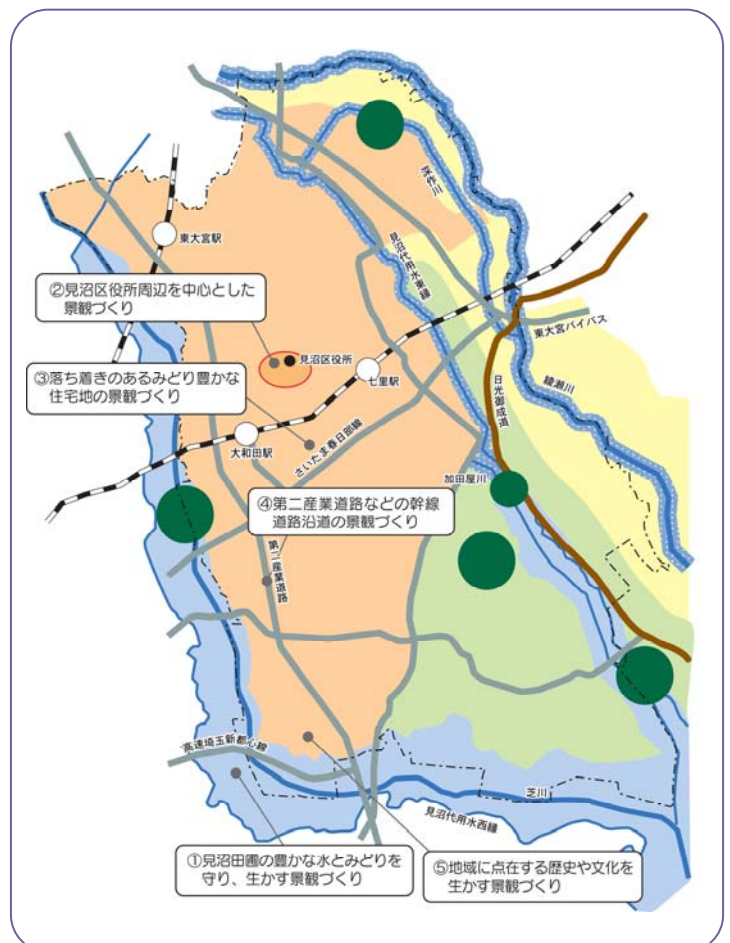
見沼の豊かな水とみどりに調和する、
暮らした場の景観づくり

見沼区では、見沼代用水東縁をはじめとする水路や河川と、見沼田圃や斜面林などのみどりが、景観の基調となっており、水とみどりの調和を図りながら景観づくりを進めていきます。

また、市街地は、住宅が主体の暮らしの場となっています。良好な暮らしの場の景観を守り、育て、景観づくりに生かしていきます。

《景観づくりの方針》

- ①見沼田圃の豊かな水とみどりを守り、生かす景観づくり
- ②見沼区役所周辺を中心とした景観づくり
- ③落ち着いたみどり豊かな住宅地の景観づくり
- ④第二産業道路などの幹線道路沿道の景観づくり
- ⑤地域に点在する歴史や文化を生かす景観づくり



■中央区

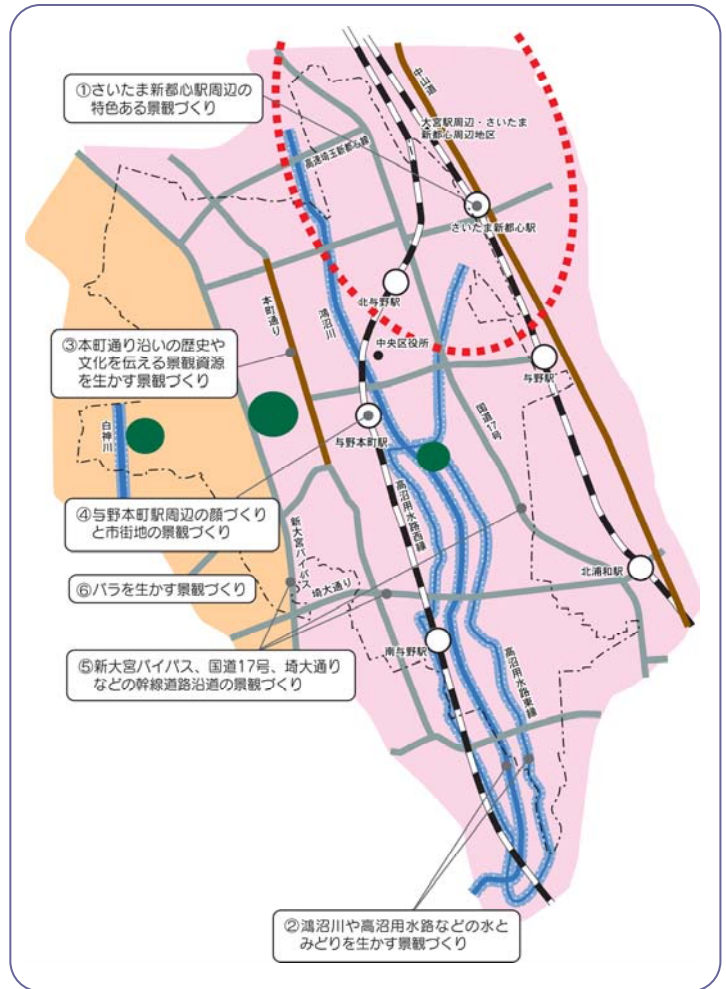
《景観づくりのテーマ》

歴史の重なりを大切に、
花あふれ芸術・文化を育む景観づくり

中央区は、市場町として栄えた歴史の積み重ねがあります。こうした歴史を礎としながら、バラ、芸術といった区の特徴を生かし、個性豊かな景観づくりを目指します。

《景観づくりの方針》

- ①さいたま新都心駅周辺の特色ある景観づくり
- ②鴻沼川や高沼用水路などの水とみどりを生かす景観づくり
- ③本町通り沿いの歴史や文化を伝える景観資源を生かす景観づくり
- ④与野本町駅周辺の顔づくりと市街地の景観づくり
- ⑤新大宮バイパス、国道17号、埼大通りなどの幹線道路沿道の景観づくり
- ⑥バラを生かす景観づくり



■桜区

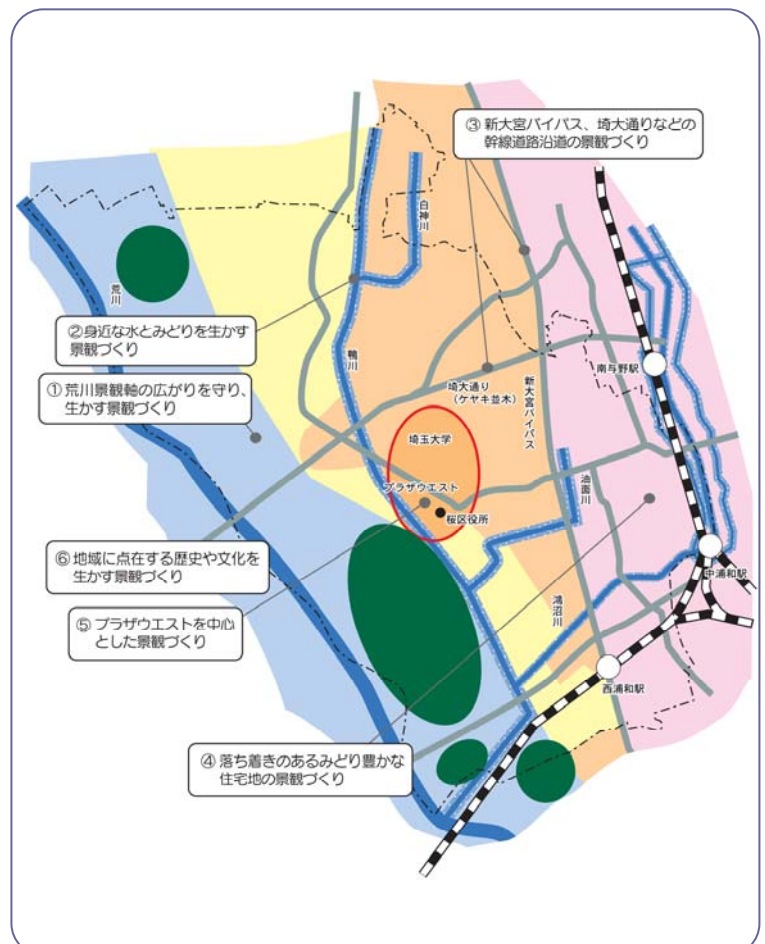
《景観づくりのテーマ》

来て、住んで、魅力を感じる、
サクラとみどり広がる景観づくり

区名にもある「桜」と市の花でもある「サクラソウ」をはじめ、その他の草花が荒川沿いからさらに市街地まで広がっていくような景観づくりを図り、住む人のみならず、訪れた人も美しいと感じることができる、魅力あふれる景観を目指します。

《景観づくりの方針》

- ①荒川景観軸の広がりを守り、生かす景観づくり
- ②身近な水とみどりを生かす景観づくり
- ③新大宮バイパス、埼大通りなどの幹線道路沿道の景観づくり
- ④落ち着いたあるみどり豊かな住宅地の景観づくり
- ⑤プラザウエストを中心とした景観づくり
- ⑥地域に点在する歴史や文化を生かす景観づくり



浦和区

《景観づくりのテーマ》

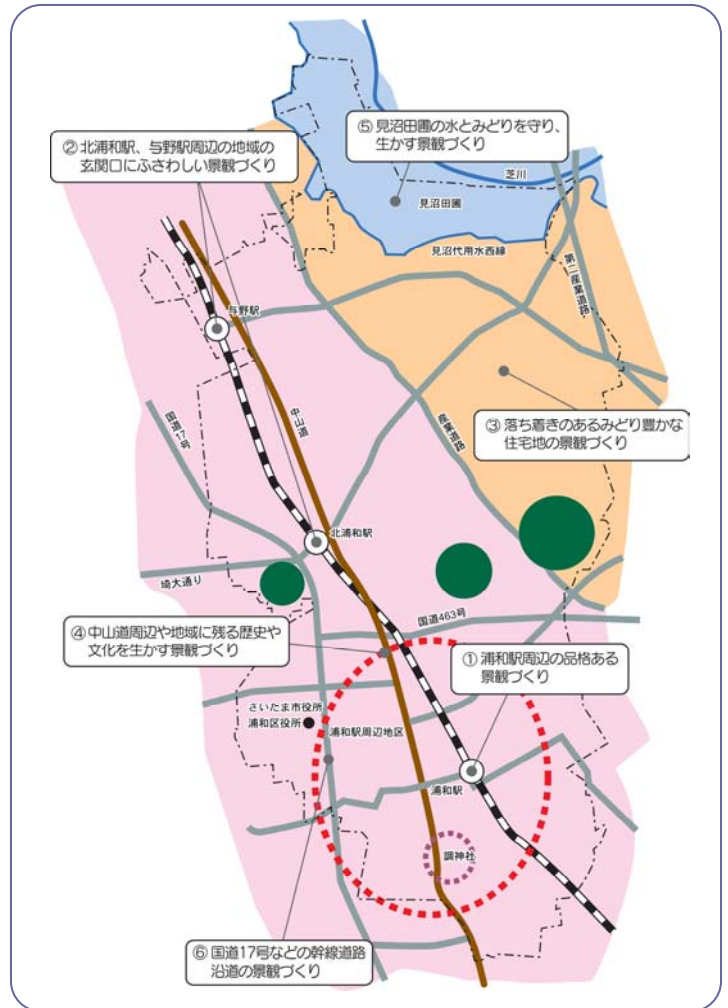
品格ある浦和の街並み、

暮らしと文教の景観づくり

浦和区は、官公庁や文化・教育施設が多く、文教のイメージを景観づくりに生かしていくとともに、にぎわいと品格ある街並みと、落ち着いた着きあるみどり豊かな暮らしの場の景観づくりを進めていきます。

《景観づくりの方針》

- ① 浦和駅周辺の品格ある景観づくり
- ② 北浦和駅、与野駅周辺の地域の玄関口にふさわしい景観づくり
- ③ 落ち着いた着きのあるみどり豊かな住宅地の景観づくり
- ④ 中山道周辺や地域に残る歴史や文化を生かす景観づくり
- ⑤ 見沼田圃の水とみどりを守り、生かす景観づくり
- ⑥ 国道17号などの幹線道路沿道の景観づくり



南区

《景観づくりのテーマ》

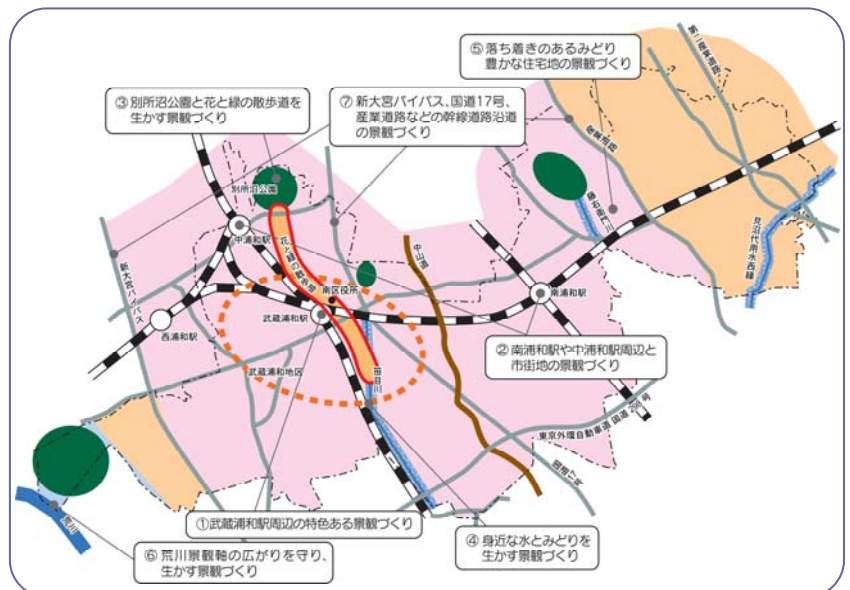
花とみどりと水辺の魅力が生きる、

多世代の住まう景観づくり

南区では、別所沼や白幡沼などの身近な水辺とその周辺の花のある景観を大切にするとともに、子どもからお年寄りまで幅広い世代の人々が落ち着いて暮らすことのできる景観を目指します。

《景観づくりの方針》

- ① 武蔵浦和駅周辺の特色ある景観づくり
- ② 南浦和駅や中浦和駅周辺と市街地の景観づくり
- ③ 別所沼公園と花と緑の散歩道を生かす景観づくり
- ④ 身近な水とみどりを生かす景観づくり
- ⑤ 落ち着いた着きのあるみどり豊かな住宅地の景観づくり
- ⑥ 荒川景観軸の広がりを守り、生かす景観づくり
- ⑦ 新大宮バイパス、国道17号、産業道路などの幹線道路沿道の景観づくり



■緑区

《景観づくりのテーマ》

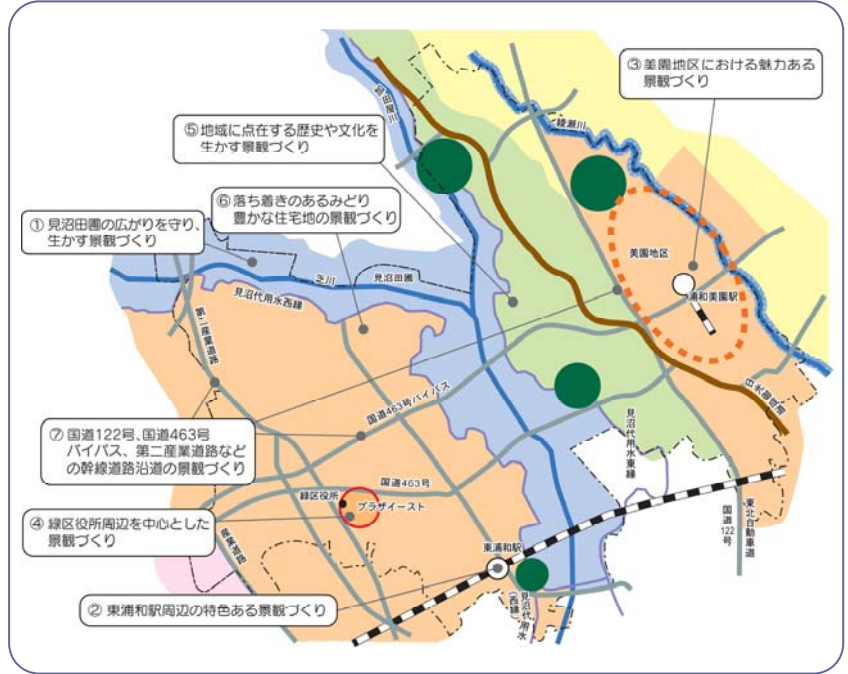
みんなの力で次代につなぐ

みどり濃い景観づくり

市民・事業者・行政の協働のもとに、みんなの力で緑区の良好な景観を次の若い世代に伝えていきます。みどりを守り、創り、みどり濃い景観づくりを進めます。

《景観づくりの方針》

- ①見沼田圃の広がりを守り、生かす景観づくり
- ②東浦和駅周辺の特徴ある景観づくり
- ③美園地区における魅力ある景観づくり
- ④緑区役所周辺を中心とした景観づくり
- ⑤地域に点在する歴史や文化を生かす景観づくり
- ⑥落ち着いたみどり豊かな住宅地の景観づくり
- ⑦国道122号、国道463号バイパス、第二産業道路などの幹線道路沿道の景観づくり



■岩槻区

《景観づくりのテーマ》

岩槻の歴史と自然との共生、

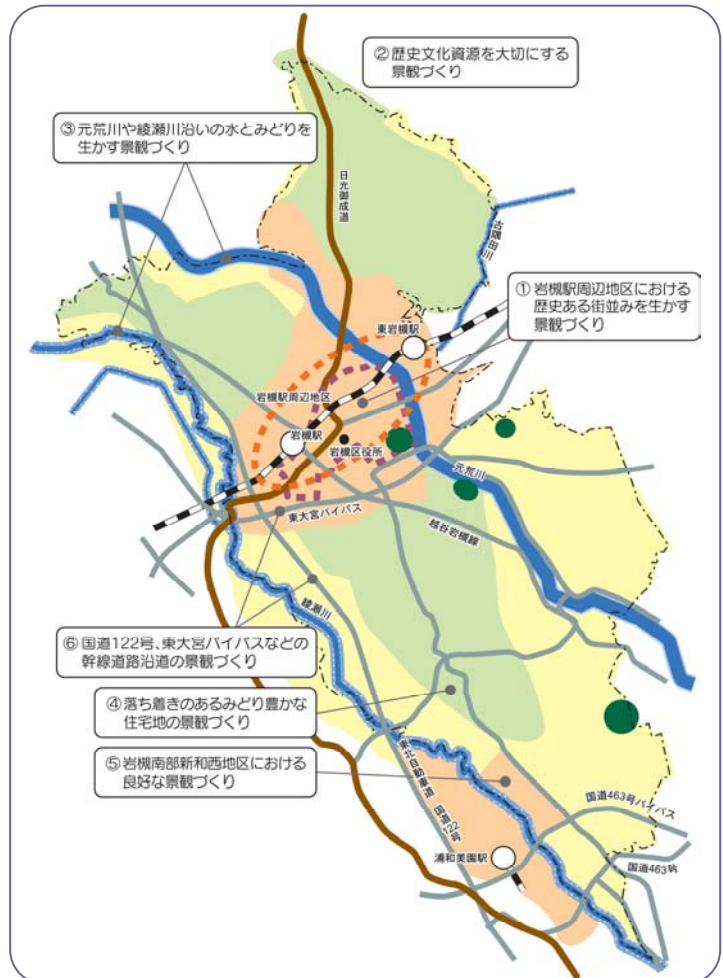
優しさがにじむ景観づくり

城下町や宿場町、また人形のまちとして培った歴史文化資源とともに、元荒川などの豊かな水とみどりと共生する景観づくりを進めます。

また、住む人、訪れる人に優しく、うるおいと憩いを感じられる景観を目指します。

《景観づくりの方針》

- ①岩槻駅周辺地区における歴史ある街並みを生かす景観づくり
- ②歴史文化資源を大切にする景観づくり
- ③元荒川や綾瀬川沿いの水とみどりを生かす景観づくり
- ④落ち着いたみどり豊かな住宅地の景観づくり
- ⑤岩槻南部新和西地区における良好な景観づくり
- ⑥国道122号、東大宮バイパスなどの幹線道路沿道の景観づくり





さいたま市

さいたま市都市景観形成基本計画【概要版】 平成19年10月

編 集 さいたま市都市局都市計画部都市計画課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
TEL 048-829-1404 FAX 048-829-1979
E-mail toshi-keikaku@city.saitama.lg.jp



古紙配合率70%再生紙を使用